

水野忠恒先生 名誉教授称号授与記念

献辞

水野忠恒先生は、平成24年3月末日、本学を退職されました。本学の規定によれば、平成27年3月末日が、本来の定年にあたります。

先生は、昭和50年3月に東京大学法学部を卒業後、同大学法学部助手に採用され、租税法の研究を開始されました。昭和53年11月に東北大学法学部に助教授として採用され、平成4年4月には同教授に昇任されています。その後、早稲田大学法学部教授を経て、平成9年4月に本学法学部に着任され、以来、教授（平成11年4月に大学院法学研究科教授に配置換え）として15年間にわたり本学の教育研究のために尽力されました。

この間、先生は、法学部、大学院法学研究科において、租税法、国際租税法、租税法特殊問題などの講義を担当されるとともに、ゼミナールを通じて多数の学生を指導されました。また、平成12年4月から国際企業戦略研究科において、平成16年4月から法科大学院において、平成17年4月からは国際・公共政策大学院において、それぞれ租税法などの講義を担当されました。加えて、後進の育成にも力を注がれ、先生のご指導の下で育った多くの研究者が、日本全国の大学において活躍しています。

また、研究面において、先生は、わが国の租税法理論の展開及び租税法制度の改革に強い影響を与えたアメリカの租税法理論と制度を体系的に研究され、その成果を踏まえて、わが国の租税法の発展に大きな貢献を果たされました。

まず、アメリカ租税法研究に関する先生の代表的な著作は『アメリカ法人税の法的構造』（昭和63年、有斐閣）であり、同書により、先生は、平成6年、東京大学より博士（法学）の学位を授与されています。また、アメリカ租税法研究の成果を踏まえ、先生は、第二次世界大戦後に新たな学問分野として確立された租税法の理論と制度の更なる深化と発展に対して多大な貢献を果たされ、先生の代表的な研究である『法律学体系 租税法』（初版、平成15年、有斐閣）は、わが国を代表する租税法の体系書としての評価を得て、版を重ねています（第5版、

平成23年)。その他にも、先生は、論文集『国際課税の制度と理論』(平成12年、有斐閣)、『所得税の制度と理論』(平成18年、有斐閣)を公刊され、これらの業績の故に、平成22年には、紫綬褒章を授与されました。

先生は、学外にあっても、租税法学会理事長を長きにわたって務められ、国際租税協会(IFA)の委員にも選任されています。さらに、社会的には、政府の税制調査会の特別委員、委員として、税制改正の議論に参加される等の活躍をされました。特に、平成12年には、法人課税小委員会委員長に選出され、「企業組織再編成税制」ならびに「連結納税制度」に関する基本的な考え方をとりまとめ、立法の基礎を作ることにご尽力されました。その他にも、先生は、内閣府、環境省、国税庁の審議会委員等として活躍され、さらに、新司法試験考査委員(租税法)、公認会計士試験委員(租税法)等を歴任されています。

水野先生の温厚なお人柄は関係者によく知られたところであり、一橋大学にご着任以来、公法部門の年少のスタッフにも優しく接して頂きました。法科大学院、国際・公共政策大学院等の専門職大学院の新設が続くなかにおいて、先生のお人柄に甘えた結果、法学研究科の講義・演習のみならず、これらの部局の租税法の講義等についても、租税法の権威として知られる水野先生にご担当をお願いすることとなってしまいました。水野先生は、学界・政府の審議会等においてきわめてご多忙であったにもかかわらず、これらの要請にすべて応えられ、周囲にあって事情を知る者は、全員、頭の下がる思いをしたものでございます。

水野先生の研究室からは多くの租税法研究者が巣立ちましたが、その背景には、紫綬褒章まで授与された先生の優れた学問的実績のみならず、先生のお人柄と熱心なご指導とがあったことは、法学研究科の同僚の誰もが認めることといえましょう。

先生におかれましては、お元気にて、今後ますますご活躍されますことを、法学研究科のスタッフ一同、心より願っております。

今回の特集には、行政法の教授2名のほかは、すべて水野門下の租税法研究者に執筆をお願いすることにいたしました。水野忠恒先生の一橋大学における輝かしい研究教育の証に本特集なることを確信し、先生に本特集を献呈いたします。

高橋 滋